

政令第二百七十三号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表四の項（二）中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。